

広島県告示第八百六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定によって、府中市斗升町の次の表の上欄に掲げる区域を同表下欄に掲げる字の区域に変更する旨及びこの効力の発生の日は当該字の区域について国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定による成果の認証があつた日とする旨、府中市長から届出があつた。

平成十九年七月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

上	下
欄	欄
山	耕
林	地
部	部
字	字
湯野原	大町田
九三の二二、九三の二三、九三の二四及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の一部を含む	
九四の一六	
島田奥	平松